

第53号議案

東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、営業者の遵守事項に違反した者に対する指導及び勧告等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

東京都台東区旅館業法施行条例（平成24年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

（指導及び勧告）

第12条 区長は、第6条の規定に違反した営業者に対して、その是正に必要な措置をとるべきことを指導し、及び勧告することができる。

（措置命令）

第13条 区長は、前条の規定による指導及び勧告を受けた営業者が当該指導及び勧告に従わないときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、同条の措置をとるべきことを命ずることができる。

（公表）

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当する営業者について、公表することができる。

（1） 法第7条の2第1項若しくは第2項又は前条の規定による命令に従わない営業者

（2） 法第7条の2第3項又は法第8条の規定による命令を受けた営業者

（3） 法第8条の規定による許可の取消しを受けた営業者

2 前項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

（1） 営業者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 当該命令又は許可の取消しの内容

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。